

令和 7 年第 2 回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)

目次		
番 号	件 名	ページ
県 報 第 1 号	専決処分について承認を求めること（神奈川県県税条例の一部を改正する条例）	1
県 報 第 2 号	専決処分について承認を求めること（行政指導の趣旨及び責任者を明示した書面の交付請求訴訟の判決に対する控訴について）	2

専決処分について承認を求めること

神奈川県県税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第19条中「附則第12条の2の7第8項」の次に「及び第12条の2の7の2第7項」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年5月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、神奈川県県税条例の一部改正について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。

専決処分について承認を求めること

個人の提訴に係る行政指導の趣旨及び責任者を明示した書面の交付請求訴訟の判決に対する控訴について、次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

行政指導の趣旨及び責任者を明示した書面の交付請求訴訟の判決に対する控訴について

1 訴訟当事者

原 告

県内在住 個人

被 告

神奈川県

代表者 知事 黒 岩 祐 治

2 控訴年月日

令和7年5月2日（東京高等裁判所）

3 控訴の理由

原告は、鎌倉三浦地域児童相談所の職員が、当該児童相談所長との面談の申入れ等に対して送付した手紙等は、行政指導に該当し、原告の求めに応じて、趣旨及び責任者を明示した書面を交付する義務があったにもかかわらず、当該書面の交付がされなかったとして、行政事件訴訟法に基づき、令和5年6月12日、神奈川県を被告とする行政指導の趣旨及び責任者を明示した書面の交付を求める訴えを提起し、令和7年4月16日、判決の言渡しがあったが、この判決は事実の誤認及び法律判断に誤りがあるものと認められるので控訴するものとする。

令和7年5月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

行政指導の趣旨及び責任者を明示した書面の交付請求訴訟の判決に対する控訴について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。